

市民税の確認方法

＜市民税・県民税税額決定（納税）通知書＞（市民税を個人で納付している場合）

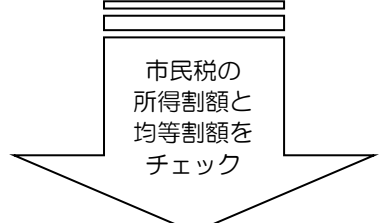
6月中旬に、次の A4 サイズの通知が郵送されるので、この通知から市民税の課税状況を確認することができます。

※ただし、非課税の場合にはこの通知は届きません。

The form is titled 'お問合せ先' (Contact Information) and includes sections for '課税額' (Tax Amount), '所得割額' (Income Tax Amount), and '均等割額' (Equalization Tax Amount). A red box highlights the '算出税額' (Calculated Tax Amount) section, which is further detailed in the adjacent table.

拡大

▼算出税額	市民税	県民税
税 額 控 除 前 所 得 割 額		
所 得 割 額		
均 等 割 額		



- 6月中旬以降も通知が届かない場合（事業所（会社）から特別徴収税額の決定通知書も配布されていない）
→市民税が非課税＝1/2 額減免・助成 ※未申告者等を除く
- 「所得割額」が0円の場合（均等割額は課税されている）
→市民税の所得割が非課税で、均等割のみ課税
＝1/4 額減免・助成
- 「所得割額」と「均等割額」がともに課税されている場合
→市民税が課税＝減免・助成対象外

<給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書>（市民税を事業所（会社）が給与からの引き去りで納税されている場合）

5月下旬に、次の横長の通知が、事業所（会社）から配布されますので、この通知から市民税の課税状況を確認することができます。

年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)										納付額		給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額通知書(納税義務者用)																						
所得	給与収入	主たる給与	給与以外の合算	所得区分	課税標準	総所得③	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	先物取引	市民税	税額控除前所得割額④	税額控除額⑤	所得割額⑥	均等割額⑦	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	受給者番号	氏名	指定番号			
所得	給与所得(課税対象)	給与以外の所得	所得区分	所得区分	課税標準	総所得金額①	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	先物取引	県民税	税額控除前所得割額④	税額控除額⑤	所得割額⑥	均等割額⑦	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	住所(1月1日現在)	宛名番号				
所得	雑損	療費	社会保険料	小規模企業共済	生命保険料	地震保険料	所得控除合計②	控除	控除	控除	控除	控除	控除	控除	控除	控除	控除	控除	控除	控除	控除	控除	控除	控除	控除	控除	控除	控除	控除	控除	控除	控除		
所得	雑損	療費	社会保険料	小規模企業共済	生命保険料	地震保険料	所得控除合計②	控除	控除	控除	控除	控除	控除	控除	控除	控除	控除	控除	控除	控除	控除	控除	控除	控除	控除	控除	控除	控除	控除	控除	控除	控除		
(摘要)										森林環境税額⑧	特別徴収税額⑨	控除不足額⑩	既充当・既委託納付額⑪	既納付額⑫	差引納付額(⑨-⑫-⑩,⑪)	変更前税額⑬	増減額(⑨-⑬)	変更月	月															

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。審査請求書の提出先は、下記問合せ先になります。なお、処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされています。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

問合せ先 伊勢崎市役所財政部市民税課
 電話(直通) 0270-27-2716 FAX 0270-24-5125
 ❏ ここからゆっくりはがしてください。

市民税	税額控除前所得割額④
	税額控除額⑤
	所得割額⑥
	均等割額⑦
県民税	税額控除前所得割額④
	税額控除額⑤
	所得割額⑥
	均等割額⑦
額	森林環境税額⑧
	特別徴収税額⑨
	控除不足額⑩
	既充当・既委託納付額⑪
	既納付額⑫
	差引納付額(⑨-⑫-⑩,⑪)
	変更前税額⑬
	増減額(⑨-⑬)
	変更月
	月



拡大

市民税の所得割額⑥と均等割額⑦をチェック

- 「所得割額⑥」と「均等割額⑦」がともに0円の場合
 →市民税が非課税=1/2 額減免・助成
- 「所得割額⑥」のみ0円の場合（均等割額は課税されている）
 →市民税の所得割が非課税で、均等割のみ課税=1/4 額減免・助成
- 「所得割額⑥」と「均等割額⑦」がともに課税されている場合
 →市民税が課税=減免・助成対象外